

繰上げ二月二十三日午後一時より中央俱樂部に開催、出張所側所長以下三十九名従業員側三十四名出席し、當局より合同問題の内容、合同後の従業員待遇問題等に関して説明したるに對し懇談會員より

- a、合同に當り手切打切り手當を支給すること
  - b、共濟會の積立金十九萬六千圓を即時分配すること
  - c、合同の際特別手當を支給すること
- 等の要求したるに對し當局は充分協議の上後日回答することを約したのである。

### 3、各坑協議員招集

地元町村會議員選舉の爲合同反對運動は一時中止の状態であつたが、四月七日終了と共に再び従業員は合同問題を取扱はんとするに至つたので、出張所當局は四月十日午後二時各坑懇談會協議員二名宛招集し一般従業員に對して吉田

所長より左の通發表し一岡之を諒承したので茲に本問題の解決を見たのである。

- a、合同の際解職手當金として打切計算を爲すことは就業継続の方針に反するを以つて希望に應じ難し
  - b、退職手當金の基礎日額は現在の日額より低下せざる様方法を講ずる
  - c、合同の際特別手當を支給する様取計ふこと
  - d、共助會は存続し今後事業主の補助を得て一層救済の途を講ずる
  - e、合同後は事業擴張の見込にして労働條件の低下することなきものと認む
  - f、共助會積立金分配問題
- 四月十一日臨時評議員會を開催し協議の上積立金の分配は不可能なるを以つて、合同の際酒肴料として左記金額